

<別紙資料①>定期金賠償判例一覧

判例番号	認容/否定の別	判決年月日	原告請求内容	予備的請求の有無/内容	判決内容	判決確定の状況	備考
①	認容	東京地判 平成15年7月24日	1.5年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (被害者が18歳になる年を始期とする) 16年目以降の残額分につき被害者が32歳になる年命日に中間利息控除(控除率5%)の上で一括支払い。	× (予備的請求なし)	1.5年間、年命日毎の定期金賠償。 (被害者が19歳になる年を始期とする) 16年目以降の残額分につき中間利息控除(控除率5%)により、被害者が33歳になる年命日に一括支払い。	確定	☆聞き取り調査事例(1) 定期金賠償支払い開始時期について、始期を原告請求より1年遅らせる(各年毎の満了時に一年分の損害が発生するとの判断)。 *判例集未登載 (当初は通常の一時金一括払い請求。判例①判決を受け、定期金賠償方式へ請求の趣旨変更)
②	認容	津地四日市支部判 平成16年10月14日	1.5年間、年命日毎の定期金賠償請求。 16年目以降の残額分につき16年目の年命日に中間利息控除(控除率5%)の上で一括支払い。	通常の一時金一括払い/中間利息控除による請求。	1.5年間、年命日毎の定期金賠償。 16年目以降の残額分につき中間利息控除(控除率5%)により、16年目の年命日に一括支払い。	*不明	
③	認容 (近親者慰謝料)	札幌地判 平成15年11月26日	<主位的請求> 逸失利益につき、中間利息控除を3%として算定、一時金一括払いでの支払いを請求。 近親者慰謝料につき、3.0年間、月命日毎の定期金賠償請求。	<予備的請求> 逸失利益につき、2.0年間、年命日毎の定期金賠償請求。	主位的請求を認容。 (逸失利益につき、中間利息控除3%で算定、一時金一括払い) 近親者慰謝料につき、3.0年間、月命日毎の定期金賠償。 (判決確定の翌月を始期とする) (*但し、慰謝料支払い方式の法的性質が「定期金」か「分割払い」か、不明)	控訴 (後に、上告審での差戻し判決を受けた控訴審判決が確定)	控訴審判決⇒近親者慰謝料につき「分割払い」を認容。 (逸失利益について中間利息控除を3%で算定) 上告審判決⇒破棄、差し戻し中間利息控除を5%と判示。
④	否定	横浜地判 平成15年5月16日	*毎月月の給与の額に相当する金額を月毎の定期金賠償により請求。 (*支払日、期間、金額等不詳) ⇒「自保ジャーナル」1555号、3頁掲載、控訴審判決より推測	× (予備的請求なし) *控訴審判決文からの推測	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	控訴 (控訴審判決=判例⑤)	原告は、妻と両親(被害者=夫)慰謝料、逸失利益の他、定年時の退職金も請求。
⑤	否定	東京高判 平成15年10月29日 (③の控訴審判決)	同上	× (予備的請求なし) *控訴審判決文からの推測	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	確定 (上告棄却)	同上 (④事件の控訴審)
⑥	判断せず *判決内容参照	札幌地小樽支判 平成15年11月28日	<主位的請求> 中間利息控除を3%として逸失利益を算定、一時金での支払いを請求。 <予備的請求> 2.0年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は事故後1年目の年命日から)	*左記参照	主位的請求を認容 (一時金一括払い、中間利息控除率3%) 定期金賠償請求に関する予備的請求については判断せず。	*不明	
⑦	否定	大阪地判 平成16年3月29日	1.5年間、年命日毎の定期金賠償請求。 (始期は被害者が就労可能となった年から) 15年目の年命日に以降の残額分を中間利息控除(5%)の上、一括支払い。	× (予備的請求なし)	逸失利益につき、5%の中間利息を控除して算定、一時金一括払い方式での支払いを認容。	*不明	